

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について

【平成24年4月1日改訂】

分類	疾患名	出席停止期間の基準
第1種	1.エボラ出血熱	治癒するまで
	2.クリミア・コンゴ出血熱	
	3.ペスト	
	4.マールブルグ熱	
	5.ラッサ熱	
	6.急性灰白髄炎(ポリオ)	
	7.ジフテリア	
	8.重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	9.痘瘡	
	10.南米出血熱	
	11.鳥インフルエンザ	
第2種	12.インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日後を経過するまで
	13.百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	14.麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	15.流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	16.風疹	発疹が消失するまで
	17.水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	18.咽頭結膜炎	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	19.結核	症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
20.髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	21.腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	22.流行性角膜炎	
	23.急性出血性結膜炎	
	24.コレラ	
	25.細菌性赤痢	
	26.腸チフス	
	27.パラチフス	
	28.その他の伝染病	

※溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など、感染力の強い疾患は医師及び校長が必要と認める場合、出席停止扱いとなります。